
法政大学ラグビー部サポーターズクラブ規約

第1条<総則・目的>

- 1 本会は「法政大学体育会ラグビー部サポーターズクラブ」(以下サポーターズクラブ)と称し、平成28年11月1日に設立。会計責任者を菅原秀樹とし、運営にあたります。
 - 2 本会は「法大ラグビー部」を応援することを通じて、スポーツ文化の振興、及び会員・選手・チームの親睦を深めることを目的とします。
-

第2条<メンバー>

- 1 メンバーは第1条の趣旨に賛同し、所定の申し込み手続きを経て事務局の定める会費を納入しメンバーとなるものとします。また、メンバー資格は第三者に譲渡することはできません。
 - 2 メンバーは、「個人会員・保護者会員・法人会員」のいずれかに所属するものとします。
 - 3 契約期間中の退会はできません。
-

第3条<メンバー期間>

- 1 会員資格の有効期間は入会手続きが完了した日(以下「入会日」といいます。)から1年間とし翌年以降は1年毎の自動更新とします。
- 2 入会希望者は、本規約の内容を承諾の上、所定の申込方法と会費振込方法によって、入会手続きを行うものとします。但し、入会希望者が、当該申込時点で満15歳未満の場合は、保護者の同意を要するものとします。

- 3 本会の入会手続きは、前項よる申し込み後、事務局が年会費の納付を確認し、入会を申し込んだ方を本会の会員として登録した時点で完了します。入会を申し込んだ方は入会手続きが完了した日から本会の会員となります。
-

第4条<メンバー資格の失効>

- 1 メンバーはメンバー期間内であっても、本規約に違反もしくは本会の名誉を傷つける行為など、本会の会員としてふさわしくない行動を行ったと事務局が判断した場合または次のいずれかに該当した場合、事務局は当該メンバーの資格を失効させることができます。ただし、この場合、支払い済みの年会費等については、事務局は当該メンバーに対して、返還の義務を一切負わないものとします。
 - A. 当該メンバーが本規約に違反した場合。
 - B. 当該メンバーの入会申込書の記載内容に重大な虚偽があった場合。
 - C. 当該メンバーの社会的信用が著しく低下した場合。
 - D. その他、事務局が該当メンバーをメンバーとして不適格であると判断した場合
-

第5条<メンバー特典>

- 1 メンバーは、事務局が設定する各種特典について、事務局が指定する方法によって受け取ることができます。
 - 2 各種特典について、追加・変化が生じた場合は、事務局は所定の方法でメンバーに通知するものとします。
-

第6条<届け出事項の変更>

- 1 メンバーの個人情報等に変更があった場合は、当該メンバーは速やかに届け出てください。
- 2 1、に該当する届け出がないため、またはその届出内容が不十分であるため、事務局からの通知またはその他の送付物が延着、または未着となった場合は、事務局当該送付物が通常到着すべき時にメンバーに到着したものとみなし、事務局はその責任を負わないものとします。

第7条<退会>

- 1 メンバーはメンバー期間内でも、本規約を解除し退会することができます。ただしこの場合、支払い済みの年会費等について、事務局は当該メンバーに対して返還の義務は一切負わないものとします。
 - 2 メンバー期間終了後に退会を希望する場合には更新期日の2ヶ月前までに事前報告をするものとします。
-

第8条<規約の改正>

- 1 本規約の追加または変更がある場合は、事務局は改正された規約を施行する前に、事務局所定の方法によりメンバーへ通知するものとします。
-

第9条<個人情報の取り扱い>

- 1 メンバーの個人情報は事務局にて個人情報保護方針に従い管理いたします。
- 2 個人情報を特定された利用目的の達成に必要な範囲内に限り利用し、その他の場合にはご本人の許諾を得るものとします。個人情報の取り扱いを委託する場合には、個人情報の安全管理が図られるよう適切な監督措置を講じます。

法大ラグビーサポートズクラブ

HOSEI UNIV SUPPOTERS CLUB